

「子育て支援に関する行政評価・監視 - 産前・産後の支援を中心として - 」の結果に基づく勧告(概要)

調査の背景

〔 勧告日：令和4年1月21日 勧告先：厚生労働省 〕

- 出産・子育てをめぐる環境変化（女性の社会進出、仕事と家事や育児の両立、核家族化、出産年齢の高齢化など）が進む中、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援につなげていくことが求められている。
- 産後うつなど支援を必要とする妊産婦のサポートを担う市町村の子育て支援のうち、
 - ・ 産婦健康診査事業（産後うつ、新生児への虐待予防等の観点から、健診料の補助を通じ産婦の心身の状態を把握）
 - ・ 産後ケア事業（支援を要する産婦に心身のケアや育児サポート）
 - ・ 多胎妊産婦支援（産前・産後サポート事業）を対象として、現場実態を調査し、課題を整理。あわせて、今後の感染症流行時における対応の一助とするため、コロナ禍での支援の実態についても把握、整理

【調査対象機関】厚生労働省、内閣府、都道府県（12）、市町村（61）、関係団体（49）

【実施時期】令和2年12月～4年1月

主な調査結果

1. 産婦健康診査事業

- 産婦は地元の病院で健診を受けるとは限らないため、市町村は域内だけでなく、域外にある病院等（病院、助産所及び診療所）とも個別に調整し委託契約を結ぶ必要に迫られるなど事務負担大。そのために事業実施を見送っている例も存在
- 都道府県単位での広域連携（例：都道府県が都道府県医師会等と契約を締結することで都道府県域内の病院等に健診を委託）により、市町村、医療機関双方の事務負担を解消し、市町村が事業を開始しやすい環境を整えている地域がある一方で、（事業を実施又は実施予定とする市町村が少ないなどとして）都道府県が積極的な関与に二の足を踏む地域も存在

2. 産後ケア事業

- 市町村の現場では、委託先の偏在（地域によって病院・助産所や助産師等が偏在。委託先の確保が課題）、産婦の移動支援（支援を要する産婦が遠方に自ら赴くことが必要な場合があるが、移動費用は補助対象外）、対象期間の延伸対応（母子保健法の改正により、対象期間を産後4か月から1年に延伸）に苦慮

主な勧告

- 現場実例を踏まえた都道府県の役割を示し、広域連携など市町村の産婦健康診査事業の実施を支援
(厚生労働省)

- 令和6年度末までの全国展開を図る上で、各地の現場が抱える課題を把握し、都道府県の役割を含め幾つかの選択肢を示し、市町村の産後ケア事業の実施を支援
(厚生労働省)

1. 産婦健康診査事業

制度の概要

- ◇ 厚生労働省は、産後うつや新生児への虐待の予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦を対象に健診費用を助成する産婦健康診査事業を創設（平成29年度開始）。市町村の実施率：49.8%（令和2年度）
- ◇ 市町村が事業を実施している場合で、契約先の病院等で受診するときは、産婦は市町村から交付される受診票等を用いて自己負担なく健診を受けることができ、市町村は健診結果（産婦の心身の状態）の把握を通じ、支援を要する産婦を把握し、支援他方、契約先でない病院等で受診すると、産婦は受診費用を一旦病院等の窓口で支払った上で、必要書類を整え、後日、市町村に助成申請を行う必要があり、市町村も健診の結果を適時に把握できない。

主な調査結果

- 産後初期の段階で支援を要する産婦を把握する端緒となっているとの評価の一方で、産婦は地元の病院で健診を受けるとは限らないため、市町村は域外の病院等とも個別に調整し委託契約を結ぶ必要に迫られるなど事務負担大。このために事業実施を見送る例も存在
 - ✓ 都道府県内に広く委託先を確保するため、郡市区医師会との一括契約(2件)のほか域外の病院等と個別に契約(35件)を締結する例
 - ✓ 単独での事業実施は、域外を含む多くの病院等と個別に契約を締結する必要があり事務負担が大きいなどとして実施を見送り。広域連携の仕組みがあれば実施の可能性が高まるとする例
- 都道府県単位での広域連携(例:都道府県が都道府県医師会等と契約を締結することで所属する病院等へ健診を委託)により、市町村、医療機関双方の事務負担を解消し、事業を開始しやすい環境を整えている(6都道府県域)又は整えようとする(3都道府県域)地域あり
 - ⇒ 産婦健康診査事業を実施する市町村が少ないなどとして、都道府県が積極的な関与に二の足を踏む地域あり(3都道府県域)
- 調査した12都道府県では、広域連携の枠組みがある方が、産婦健康診査事業を実施する市町村の割合が高い傾向
 - ⇒ 妊産婦支援の最前線にある市町村が事業を開始、取り組みやすい環境を整える必要

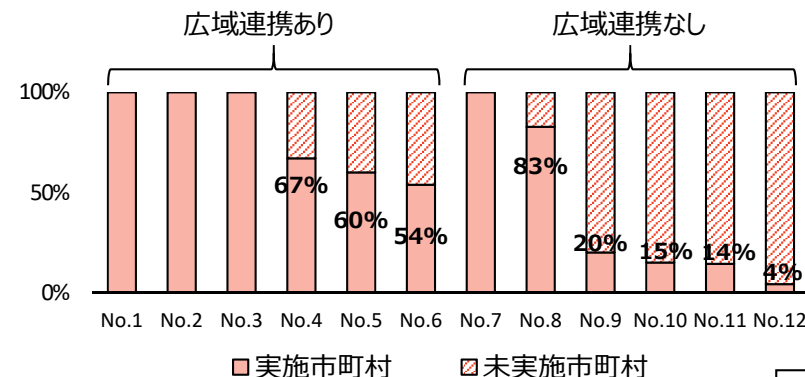
結果報告書P5~15

主な勧告

- 市町村及び都道府県の事業実施及び支援に係る現場実例を踏まえた都道府県の役割を示し、広域連携による事業実施の支援を含め都道府県の市町村に対する支援を促すこと。

(厚生労働省)

【調査対象12都道府県内の産婦健康診査事業の実施状況（R2）】



2. 産後ケア事業

制度の概要

- ◇ 厚生労働省は、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として産後ケア事業を創設（平成27年度開始）。市町村の実施率：66.5%（令和2年度）。令和6年度末までの全国展開を目指している（第4次少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定））。
- ◇ 母子保健法の一部改正（令和元年11月成立）により、令和3年4月から市町村における事業実施を努力義務化するとともに、改正法施行前の「出産直後から4か月頃までの時期」から、「出産後1年を経過しない女子、乳児」へと対象期間が延伸

主な調査結果

- 市町村の現場では、次のような課題を抱え、対応に苦慮

① 委託先の偏在、産婦の移動支援

- ✓ 通所型も実施したいが委託先（病院等、保健師）が確保できない。老人保健施設などほかでも保健師のニーズは多くあるなど、同じ生活圏域の市町村を含め委託先がない。
- ✓ 域外に所在する助産所に短期入所型・通所型を委託しているが、助産所までは距離があり（自動車で1時間弱）、産後間もない産婦が出向くのは負担が大きいとする例
- ✓ 委託予定の助産所までは距離があり（自動車で約30分）、ケアを要する産婦が乳児を連れて自ら自動車を運転するのは負担。産婦の移動費用（タクシー代）も補助対象として認めてほしいとする例

② 対象期間の延伸（産後4か月→1年）対応

生後4か月頃と生後1年頃までの子の発育・発達の段階の変化（月齢に応じて寝返り、はいはい、歩行、離乳食の開始）やこれに伴う母親の悩みの変化もあり、

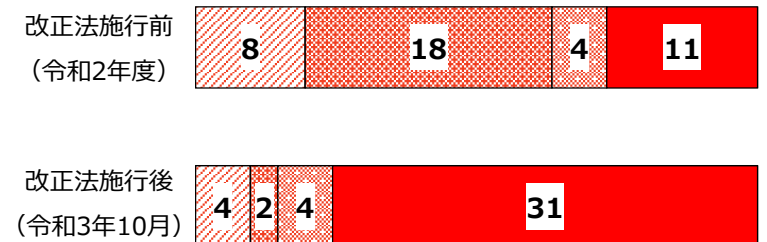
- ✓ 生後4か月超の乳児はコット（ベビーベッド）に入らず、入ったとしても転落の危険がある。委託先（短期入所型）において見守り要員を24時間配置することも現実的ではなく、生後4か月以上の受入れは困難
- ✓ 寝返りが始まると突然死を防止するため、常時、乳児を見守る要員が必要。委託先（通所型）では、母親のケア、食事の提供、乳児の世話を1人の助産師で行っており、乳児から離れる時間が生じるため対応困難

結果報告書P16～26

主な勧告

- 令和6年度末までの産後ケア事業の全国展開に向け、各地の現場が抱える課題（委託先の偏在やそれに伴う産婦の移動支援、対象期間の延伸対応など）を把握し、採り得る方策を検討の上、都道府県の役割を含め幾つかの選択肢を示すなど、市町村の産後ケア事業の実施を支援すること。（厚生労働省）

【調査対象市町村（事業実施41市町村）の対象期間延伸への対応状況（R3.10）】



■ 1～2か月 ■ 4か月 ■ 5～10か月 ■ 1年

3. 多胎妊産婦への支援（産前・産後サポート事業）

制度の概要

- ◇ 厚生労働省は、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援するため、産前・産後サポート事業に支援のためのメニュー（多胎ピアサポート事業※1及び多胎妊産婦等サポーター等事業※2）を創設（令和2年度開始）

※1 多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や多胎児の育児経験者による相談支援

※2 外出時の補助や日常の育児に関する介助等を行うもの

主な調査結果

結果報告書P27～33

- 市町村からは広域的な対応が必要との意見
 - ✓ 多胎妊産婦は毎年2、3人程度で、多胎妊産婦のサークル仲間作りも難しい。例えば、都道府県が保健所管轄単位で複数市町村をまとめて支援策を講ずることが必要ではないか、など
 - 都道府県においても市町村単独での事業実施が困難な点を認識・理解し、広域での支援を検討する動きも
 - ✓ 「都道府県の事業として多胎妊産婦支援を実施」、「広域的な交流会の実施など支援の在り方を検討」
- ⇒ 広域的な事業実施スキームを含む市町村の現場実態を踏まえた支援の必要性などを今後の課題として整理

4. コロナ禍における妊産婦への支援

主な調査結果

結果報告書P34～42

- 調査した市町村の現場では、コロナ禍においても妊産婦に必要な支援を届けるという観点と感染しない・させないという観点で、3密の回避など基本的な感染対策を講じつつ、様々なやり方で事業が行われており、その取組状況を取りまとめ、整理
- （取組の例）
- ✓ 「1回当りの対象人数を制限し、予約制を導入した上で、年間の健診実施回数を増やして対応」、「集団での健診を取りやめ、全ての乳幼児健康診査について、個別に医療機関で受診する方式に変更」（集団で実施する乳幼児健康診査事業の例）
 - ✓ 「事前連絡なしでの訪問（突撃訪問）から、事前に了解を得られた家庭のみ訪問」、「対象者の希望により玄関先での訪問対応を行った」（各居宅に訪問して実施する事業の例）
 - ✓ 「1回の定員を削減するとともに、お風呂の入れ方体験は見学対応（希望者への個別対応）とし、妊娠中の上手な栄養の取り方の講話・飲食体験は、試食を行わずに講話のみに変更」（参加者同士の交流や集団での各種体験・イベントを含む事業の例）